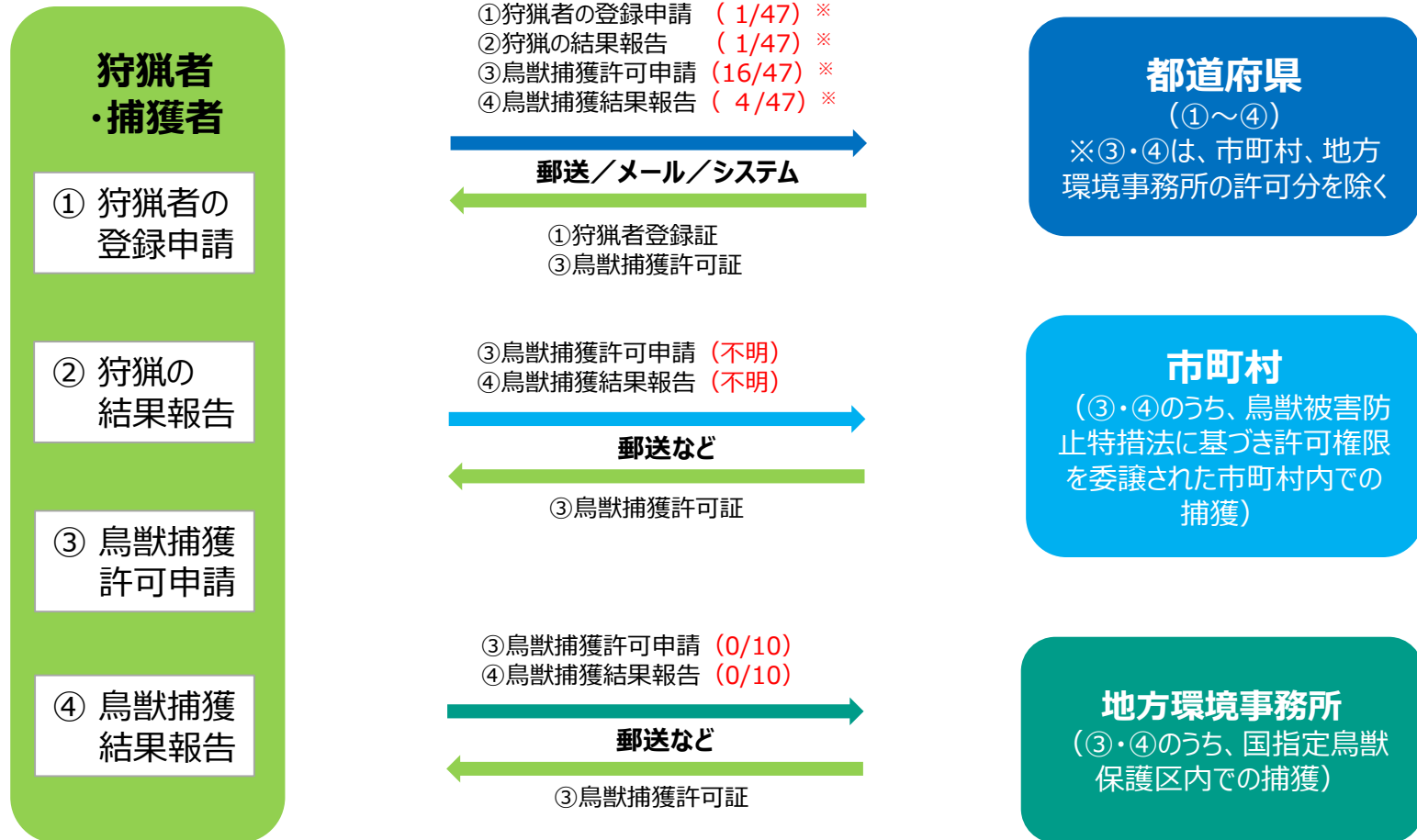


鳥獣保護管理法に基づく手続フロー（狩猟者登録・鳥獣捕獲など）

- 狩猟者及び捕獲者は、狩猟又は捕獲をしようとする都道府県等に申請し、その登録又は許可を受けることが必要。また、狩猟又は捕獲の結果を報告する必要。



※令和3年12月に実施した都道府県アンケートで、オンライン申請（メール又はシステム）受付を行っているとは回答した都道府県の割合